

5 類移行に伴う論点

1 国の基本方針（1/27 政府感染症対策本部 決定）

- 5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付ける
 - ・ 特段の事情が生じない限り、見直しを実施
 - ・ 変更前に厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で最終判断
 - ・ 今後、オミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに対応を見直し

2 国の主な対応方針（同上）

（1）患者等への対応

- 入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続
- 患者等への対応は、3月上旬を目途に具体的な方針を示す

【論点】

- ・ 「一定」とされた自己負担分の公費支援は、どの程度の支援となるか
- ・ 「期限を区切って」とされた支援期間は、どの程度の期間となるか

（2）医療・検査提供体制

- 入院や外来の取扱いは、原則としてインフルエンザなど他疾病と同様になることから、幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制に向けて、必要な感染対策や準備を講じ、国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す
- 外来は、幅広い医療機関が患者の診療に対応する体制へ段階的に移行
- 入院は、入院措置・勧告が適用外になり、幅広い医療機関が入院患者を受入れ、個々の医療機関の間で入院調整を行う体制へと段階的に移行
- 今後、広く一般的な医療機関による対応への移行、診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等の入院調整のあり方、高齢者施設への検査・医療支援などの段階的見直しについて具体的な内容を検討・調整
- 医療提供体制は3月上旬を目途に具体的な方針を示す

【論点】

- ・ 外来・入院患者を受け入れることができる医療機関をどの程度まで拡げられるか、また、入院調整の実施体制をどうするか
- ・ 検査体制をどこまで維持するか
- ・ 高齢者施設など高リスク者の命を守る体制をどのように維持するか
- ・ 「段階的に移行」とされた、移行スケジュールや各段階の方針はどのような内容になるか

（3）サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し定点医療機関による感染動向把握に移行
- ゲノムサーベイランスは継続

【論点】

- ・ これまでの仕組みに代わる詳細な感染動向の把握方法と分析手法をどの程度まで確保するか

(4) 基本的な感染対策

- マスクは、屋内では基本的に着用を推奨する現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本に検討
あわせて、各個人の判断に資するよう、政府がマスク着用の効果的な場面を周知
マスクの取扱いの検討については、子どもの発育・発達の妨げにならない配慮が必要との指摘に留意しつつ、感染状況等も踏まえ、見直し時期も含め早期に示す
- 効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行を継続
- 感染が大きく拡大する場合は、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を呼び掛けるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る
- 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組みを依頼

【論点】

- ・ 引き続き必要とされる感染防止対策の範囲をどこまで具体的に示すことができるか
- ・ 県民に対する具体的かつ効果的な情報発信をどのように行うか
- ・ 高齢者施設など高リスク者の命を守る体制をどのように維持するか **再掲**

(5) ワクチン

- 感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施
- 4月以降のワクチン接種をどのように行うのかは検討中だが、必要な接種については引き続き自己負担なしとする

【論点】

希望する方が確実にワクチンを接種できる体制をどう維持するか

(6) 特措法に基づく措置

- 政府対策本部は廃止となるが、必要に応じて新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催
- 特措法第25条の規定に基づく都道府県対策本部についても廃止
- 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置を終了
- 一般検査事業を終了
- 臨時医療施設の取扱いは今後検討
- 「基本的対処方針」を廃止

【論点】

以上に対応して本県の体制をどうするか